

裁判員経験者意見交換会議事録（平成26年11月28日開催分）

1 はじめに

（1）挨拶

司会者：それでは，これから裁判員経験者の意見交換会を始めていきたいと思います。

私は今回，司会役を務めます，大阪地方裁判所第12刑事部で裁判官をしています遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（2）出席している検察官，弁護士及び裁判官の紹介

司会者：今日は経験者以外に，それぞれ裁判所，検察庁，弁護士会からお一方ずつ来ていただいていますので，まず，自己紹介をお願いします。

石井裁判官：大阪地方裁判所第13刑事部で裁判官をしております石井と申します。よろしくお願いいたします。

つい先日も，この精神鑑定の先生にお話を伺うという裁判員裁判の経験をいたしました。今日はぜひさまざまな角度から忌憚のない御意見を聞かせていただいて，より裁判員裁判がよくなるように努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

萩岡検察官：大阪地方検察庁公判部の検事の萩岡です。

これまで精神鑑定，鑑定人の尋問があった事件を担当したことがございまして，その際にもなかなか分かりやすい説明というのは非常に難しいものだなあということを経験しておりまして，また，今後も鑑定人の尋問を必要とする裁判員裁判を担当することになると思いますので，この機会にさらに分かりやすい公判をしていく上で，いろいろと勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

亀石弁護士：大阪弁護士会の弁護士の亀石と申します。よろしくお願いいたします。

私は弁護士になってから裁判員裁判は12件か13件ぐらい経験したんです

けれども、こういう責任能力が問題になって、精神鑑定をするような事件というのはとても少なく、今まで1件しか経験がないんですけれども、そのときは遠藤裁判官の部でやった事件だったんですけど、裁判員裁判が始まった2日目ぐらいに私がインフルエンザになってしましまして、それで鑑定人の尋問なんか経験できなかったという、そういうことがありました。それ以来、責任能力に問題のある裁判員裁判というのが、来年、石井裁判官の部でありまして、それで、今日は皆さんの御意見をいろいろ伺って、これからの分かりやすい裁判に生かしていけたらいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 本日の進行についての説明

司会者：今、皆さんの自己紹介がありましたとおり、今回のテーマは割と切実な問題だと思しますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。

今日の全体の進行ですが、最初は皆さんから、精神鑑定が一つのくくりではありますが、余りこだわらずに、今回裁判を経験した感想みたいなところを口火として少しお話しいただいてから、テーマに沿って、前半は法廷で鑑定人のプレゼンを含め、法廷でのことを大体四、五十分ぐらい意見交換をしたいと思っています。そこで、それが終わりましたら、20分ぐらい休憩をとった後、後半はそういった法廷での鑑定人のプレゼンを踏まえて、それで皆さん事件ごとに判断を求められたかと思しますので、特に、責任能力と言われている分野というのはなかなか難しい分野と言われているので、そういう判断をする上で、もう少しこういう点を練ってくれたら分かりやすかったかなあとか、そういった判断に光を当てて意見交換をしていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

2 意見交換

(1) 裁判員を経験した感想など

司会者：それでは、中身のほうに入っていきたいと思いますが、まず、1番さんから、今回、裁判員裁判を経験した、ざくっとした感想的なところでお話しいただければと思います。

1番さん、お願いします。

裁判員経験者1：素直に言えばいい経験をさせていただいたなと思います。5日間ほど来てましたけどね。

司会者：どういう点がいい経験として感じられましたですか。

裁判員経験者1：高倉健じゃないけど、日本人に生まれてよかったなとか、初め選ばれたときから思いましたけどね。そやけど、何でというのもありましたけどね。そやから、まあ、これも一生のうちのいい経験になるかな思うて通うたけども、まあ、いい勉強にはなりましたよね、精神的にも全て含めてね。

司会者：分かりました。では、2番の方、お願いします。

裁判員経験者2：とりあえず来て、抽選をして、その日の、その後すぐに法廷に入ったので。

司会者：午前中に選ばれる手続があって、午後からすぐ審議が始まったということですか。

裁判員経験者2：何を扱うかの話も、聞いてはいるんですけども、もう法廷に入った緊張感で、もう右から左、全て右から左状態で、初日はもうだめでした。

司会者：割と最初は、戸惑いから始まった裁判員裁判みたいな感じだったんですか。

裁判員経験者2：そうです。暴力団関係ということだけで、さらに緊張を増したみたいな。

司会者：何か裁判員をやることに怖さみたいなものは感じましたか。証拠を見てだんだん、こう、暴力団が関連する事件だということが分かってきて。

裁判員経験者2：あんまりやりたくない。やらないにはこしたことはないなみたいな。勉強にはなりましたけど。

司会者：結構、ストレスを感じた何日間かという、そんな感じですか。

裁判員経験者 2：2日目ぐらいまでは法廷に傍聴者の方が入られるので、見れないですね。見てるんですけども、あの辺はあれかなみたいな。来ていらっしやる方が。

司会者：暴力団関係者かなと思うと、ちょっと見れないと。

裁判員経験者 2：何も見れないです。被告人のほうを見ても、目が合ったら嫌だな、そういう流れで、2日間ぐらいは緊張しっ放し。何もないとは思いますが、何かあるかもしれないという感じは高かったような気がします。

司会者：ありがとうございました。3番さん、お願いします。

裁判員経験者 3：私も2番の方と同じで、緊張して、その事件の概要というか、それを理解するために何か必死にメモをしていたと、そういうようなことなんですけれども、やっぱりだんだん何か裁判員裁判の裁判というのはこんなものかなあ。

司会者：ありがとうございました。4番の方、お願いします。

裁判員経験者 4：おかしいこと言うてるな思うたら知能指数のことを言われたからね、精神鑑定のとき。で、おかしいこと言うてると思うて、それが一番頭に残ってます。裁判長がその後、最後終わった後に、知能指数は書かんかったら何ぼでも悪いの書けるていうて、答えを。弁護人の人は、知能指数が悪いから判断能力がないという感じで言うてはりましたからね、ちょっとおかしいなと思うて。

司会者：今回、裁判員裁判を経験された全体的な感想みたいなところはどんな印象ですか。

裁判員経験者 4：いい経験だと思います。

司会者：どんな意味でいい経験だったと思われませんか。

裁判員経験者 4：こういう言い方したらおかしいんですけど、判例なんかでも、結局、どういう決め方してるのかな思って、それが分からなかったからね、いろいろ。

司会者：新聞とかニュースで見るとは、どうやってこれ結論が決まるのか分からなかったけど、自分で経験してみると、こういう形で決まってくるんだなということが経験できたということですかね。

裁判員経験者 4：はい、そういうことです。

司会者：分かりました。ありがとうございます。では、5番の方をお願いします。

裁判員経験者 5：被告人の犯人の方が入れ歯がなかったのをしゃべっているのかというのが分かりづらくて、そこが一番精神的にみんなしんどいねんという話はしていたんですけども。

司会者：ふがふがという感じだったわけですか。

裁判員経験者 5：そうですね。法廷でしゃべることというのも自分が思っていたよりは少ないなあとは思ったんですけど、取調べをしているときのDVDが証拠で流れまして、そのときに警察官の方に犯人の方がいろいろしゃべっているものの映像だったんですけど、その映像ですごいっばいしゃべってはるんですけど、字幕がついていてもおかしくないなというぐらい分かりづらいというの。まあ、後から見直したりだの何だのとしているうちに、まあまあある程度最初のころよりは分かるようにはみんななってきたんですけど。

司会者：耳が慣れてきて。

裁判員経験者 5：そうですね。慣れてきていたんですけど、そのことが一番、これで理解が合っていたのかなとか、言っていたこと、これで確かなのかなというのが、本人以外分からないというところですよ。そのところで想像しながら審議を進めていくというのはちょっと難しかったかなというのは思いました。

司会者：5番さんの事件は、選ぶ手続の翌日の朝から審議があって、1日目の午後に被告人から話を聞く、被告人質問のタイミングが1日目に来ちゃったというスケジュールですかね。

裁判員経験者 5：そうですね。結構大抵何を言っているのか、答えたときに分からないというのもあったんですけど、正直ちょっと弁護士の方が実際私から見て犯人の方に何を聞いたかったのかというのが、私はちょっとくみ取れなかったので、余計ちょっと犯人の方も俺に何を聞いてんのやというような感じには見えなかなというふうに見えてしまっ。

司会者：それはその被告人のしゃべり方がちょっとふがふがという感じで聞き取りにくいというのもあるし、弁護人が聞いている中身が今回の事件とどう関係するのというのが分かりにくかったので、二重の意味で。

裁判員経験者 5：ちょっと、はてながいっぱいやった感じですね。後になって、裁判官の方とかが、多分こういうことを聞いたかったんだと思うよというふうに審議の部屋で言ってくださったりとかというのをしてくれはったので、まあまあ、納得できるかなみたいな感じだったんですけど。

司会者：その場ではなかなかちょっとついていけなかったという感じですかね。

裁判員経験者 5：そうですね。はい。

司会者：分かりました。貴重な御意見ありがとうございます。

(2) 鑑定人の説明が理解しやすかったか否か

司会者：それでは、皆さんの方から一通り感想を伺ったところで、今回のテーマの方に入っていきたいと思います。

今回、精神鑑定、皆さん聞いておられますもので、まず率直に言って、精神鑑定、専門家の方が、法廷でモニターにプレゼンみたいな感じの画面が出ながら鑑定人さんが口頭で説明していくという、大体そんなパターンをイメージすればよろしいですかね。

実際、その鑑定人さんの説明の中身が理解しやすかったかどうか、その辺りの皆さんの感想、御意見から入っていきたいと思います。

1 番さん、どんな感じでしたか。

裁判員経験者 1：鑑定人の方がそういうふうに言われたら、やっぱり病気なのか

なあいうか。それであとは裁判長の方が確認で鑑定人の方にそういうことはこれこれをしてもおかしくない。また悪いことしたわけでしょう、そういう、放火したわけやから。まあ、聞いていても、そういう鑑定人の方が言われることが絶対とは思いますが、そこまで分かりませんもんね。でも、いろいろ話しているのを聞いていて、裁判長の方が確認で、やっぱりそういう可能性があるんですねと言われたら、そういうふうに答えられたから、まあ、納得はいきましたけどね。

司会者： こういう精神障害は、こういうところで障害が出やすいみたいな説明があって、そういった精神的な障害と今回の事件との間に関係があるかないかということで、裁判長が鑑定人さんに質問して、大体判断のプロセスが理解できたという、そんな感じですか。

裁判員経験者 1： その事件起こすのに、例えば斜め上の階の人を狙ってやったのに、自分の自室を燃やしてやったとかいう、まあ、僕らから言わせたら、問題にするのやったら下で燃やすなり、その部屋の前で、誰でも思いますよね。だけどそういうふうに自室を燃やしてしたというのが何かそういう病変いうんですか。年齢的なものもあるんやろうし。だから、納得はいきましたけどね、僕の場合は。

司会者： そうすると、被告人のとっている行動として斜め上にある人を追い出すためにマンションに火をつけた。どこに火をつけたかというところ、自分の部屋に火をつけたというところがあって、ちょっとおかしい行動をしていると。そのおかしい行動が鑑定人が言っているその精神疾患と関係あるかどうかという点についても、まあ、質問が出て、鑑定人さんが説明してくれたので、まあ、判断のプロセスがイメージできたという。何か難しい言葉がちょこちょこ出てきているかと思うんですけれども、その辺りの理解は、説明受ければ、大体理解できたという感じですか。

裁判員経験者 1： はい、それはそうです。そう思いました。

司会者： 検察官や弁護人も多分、鑑定人さんに質問していたかと思うんですけ

ど、その辺りの理解はいかがでしたですか。

裁判員経験者 1：前もって資料をいただきますよね、その日の。それを見ながら、弁護士さんなり検事さんの話を聞いていても、やっぱり納得はいきましたから。

司会者：鑑定人さんのプレゼンも、理解はしやすかったという評価でよろしいですかね。

裁判員経験者 1：はい。

裁判員経験者 3：すみません。質問ですが、鑑定したドクターの、その精神疾患に関しての理解度というのか、専門医なのか普通の精神科医なのか、いろいろ段階があると思うんですけども、どんな方やったんでしょうか。

司会者：どんなプロセスで鑑定人を選ぶかというところを御説明すればよろしいですかね。それでは鑑定人の人選について、石井裁判官の方から説明をお願いします。

石井裁判官：御指摘はごもっともだと思います。鑑定というのは、要するに専門的な事項について、その道の専門家の助力を得るという作業です。ですから、その道の、要するに専門家でないと鑑定する意味がないわけですよ。ですから、精神的な、例えば病がその事件で問題になっているのか、いろんな鑑定をすることがあるんですが、やはりどんな問題かというのが一番初めに突き詰めなければいけない点です。その問題に適した専門家を鑑定人として選ぶ。この作業は御指摘のとおり、必ずしも簡単な作業ではございません。また、それぞれの当事者、つまり検察官とか弁護人によってもそれぞれ御意向がある場合もございます。ただ、そうした三者の中でいろんな可能性、あるいは問題点を検討し話し合う中で、この人と、こういうのを決めていくことになります。また、裁判所の中には、これまで多く鑑定の実績がございます。こういう問題についてはこういう人をお願いしてきたという実績がございますので、そうした実績を踏まえつつ、その問題について、きちんとした専門的な知見をお持ちの方を選ぶという努力をして、その結果、その人を選んでいるということにな

ります。ただ、もちろんその点については当事者に疑問があれば、証人尋問、鑑定人尋問のところで、いわばチャレンジすることができます。そうしたことで、その人の資質とか、能力についてさまざまな角度からいわばチェックをされている。その上でその鑑定人の方のお話というものを信用するのかということが最終的には判断されていく、こんな構造になっているわけです。

司会者：1番さんは鑑定人さんのお話を聞いて、その方が経験とか、何かその辺りの不安は感じられましたか。

裁判員経験者1：それなりの映像なり資料を出してもらったから、それを、鑑定人のそういう、言われたように、選ばれた人でしょう。だから素直に信じましたけどね。

司会者：では、続いて2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：鑑定人の方、鑑定された方の声がとにかく小さくて、もう誰もしゃべらない、誰ももう唾液を飲む音も聞こえるぐらいしーんとしているのに、ぼそぼそ、ぼそぼそ、だからこうこうだと思います。もう、聞こえないんです。寝るわけにもいかないし、聞いてなきやいけないけど、聞いていても全然聞こえないということ言うタイミングがないぐらいずっとしゃべってはるんで。ああとって、一応終わった後に同じ裁判員の方と、何か分かりましたって言ったら、いや、よく分からなかったねと、ぼそぼそ言ったら、裁判長の方が、その後、うまいこと、こうこうこういうことをおっしゃっていたのはどうですかみたいな話を持ってきてくださったので、ああ、なるほどね。

司会者：裁判長が鑑定人さんに質問をして分かったということですか。

裁判員経験者2：裁判長はやっぱり聞き取れていたんですよね。こうこうでしたね、皆さんどうですかという話を振ってくださったので、話を進めることができたんですけれども、法廷で聞いている段階では、もう何を言っているかも全然聞こえなかったです。1時間ぐらいずっとしゃべって。

司会者：最初のプレゼンは1時間ぐらいあったんですかね。

裁判員経験者2：1時間ぐらいだったと思います。

司会者：モニターに文字情報というのが出ていたかと思うんですけど。

裁判員経験者 2：出していました。

司会者：それを見ながら聞いてもちよっと聞き取りにくい。

裁判員経験者 2：出てる分で判断しないと、お話は聞こえなかったです。マイクは通していらしたんですけども、地声が小さい。

司会者：ちゃんと、こう、まあ、もともと中身自体が精神科の問題で簡単に分かるかどうか分からないという中身なのに、声が小さいとちよっとしんどいなあという。

裁判員経験者 2：結局、被告人の生い立ちからスタートして、こうこうこういうことがあって、こうこうで、こうこうでと話していかれているのは何となく分かるんですけども、だから、それでどういう影響が出ているのかというところが全然分からなくて。

司会者：そうすると、プレゼンの問題としては、もうちよっと大きい声で。

裁判員経験者 2：大きい声でとにかく言ってほしかった。

司会者：例えば、検察官、弁護士、あるいは裁判所の方から、もう少しちよっと大きい声でお願いしますみたいな声もかからなかった。

裁判員経験者 2：誰も、じいっと聞いていた。

司会者：修行の場みたいですね。

裁判員経験者 2：結局はアルコールが最終的には関係しているので、精神鑑定がどこまで役に立ったのかどうか、私にはよく分からなかった。

司会者：後で判断にどう影響があったか、参考になったかみたいなところは伺おうかと思うんですけども、じゃあ、審理の中身としては、ああ、声が小さいのはちよっとしんどいなというところですかね。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：この辺りは担当する裁判官、検察官、弁護士としてはどんな感じですかね。何かございますか。

石井裁判官：反省させられることばかりですね。

司会者：当事者サイドから何か鑑定人さん，中身はどうのこうのじゃないんだけど，声が小さそうで，例えば検察官，弁護士，聞いている裁判員さんの顔を見ながら，よくね，表情が分かっているかと思うんですけど，どうも何かこう，聞き取りにくそうな雰囲気醸し出してるとなにかは，どんな対応が考えられますかね。

萩岡検察官：ちょっと鑑定人というわけではありませんけれども，普通の証人尋問の場合には，例えば，自分が質問していて，その証人の声が少し小さくて裁判員，裁判官が聞きづらそうな感じであれば，マイクを近づけてみたりとか，もう少し大きな声でしゃべってくださいとか言うようにはしております。

司会者：弁護人の方向かありますか。

亀石弁護士：私も検察官と同じで，マイクを口元に持っていってもらったりとかして，聞こえるようにします。

司会者：問い，答えでやっているのと，聞く方が，こんな感じでこうやればできるけど，精神科の先生のプレゼンというのは，1人ではあつとしゃべる，あとはみんな聞き役に回っちゃっているの，というところなんですかね。

萩岡検察官：どこで入れればいいかというのは分かりにくいと思います。

司会者：そこは裁判長なんでしょうね，最終的にはね。非常に反省させられるところですよ。ありがとうございました。

続いて3番の方，お願いします。

裁判員経験者3：鑑定人のドクターの話は聞こえないとかというそういったことはなかったし，はっきりと，私，耳が悪いんですけど，聞こえましたけれども。鑑定ですかね，そこで証人尋問のドクターの方からも何か弁護士の方で。

司会者：3番さんの事件は，鑑定人の報告と，あと弁護士請求のお医者さんの証人尋問が両方あったということなんです。

裁判員経験者3：そうですね。両方あったと思うんですけども，その鑑定結果，どちらが重視されるか，どちらを採用するかという点ではいろいろあるんだなというような感想ですけども。

司会者：弁護士請求の証人も多分専門家だと思うんですけど、鑑定人、あるいは証人も、専門家の中身自体は割と理解しやすさという面ではどんな感じでしたか。もうちょっとかみ砕いて言ってもらわないと理解できないということなのか、まあ、この程度だったら大体理解はできるということなのか。その辺りは何か。

裁判員経験者 3：鑑定人の説明も理解はできる、その言っていることは分かりますけれども。

司会者：分かりました。続いて、4番さんはいかがですか。

裁判員経験者 4：私の場合は分かりやすかったです。ただ、さっき申し上げたみたいに、知能指数の問題まで言うから、だからおかしな話になったので、弁護士がね、知能指数がちょっと低いからおかしいんですとかね。

司会者：被告人自身が以前に負った虐待で、精神疾患になっているという、そういう報告だったわけですね。

裁判員経験者 4：ええ。その原因で、結局、知能指数も低いということですね。弁護士はそれを犯行のあれに関係はないとかという感じで言ってはりましたがけどね。

司会者：鑑定人さんのプレゼン自体は理解できるということでしょうか。

裁判員経験者 4：分かりやすい。

司会者：声が小さいとかということは。

裁判員経験者 4：全然ありません。

司会者：ありがとうございました。では、5番さんはいかがですか。

裁判員経験者 5：アルコールを摂取していたので、酩酊具合がどうなのかというのも議論の中で結構重要なところだったんですけど、私がかかわった裁判の鑑定人の先生は声も大丈夫でしたし、あと説明も分かりやすくしていただいて、どれがどうなったらどうなのかという、ここまでがこういう見方をして、ここからはもう一つ上のランクでという、結構細かな説明もしていただいたので。

司会者：それは酔っぱらいの程度の話ですか。

裁判員経験者 5：そうですね。その酩酊の程度の話もありましたし、アルコールと精神疾患のかかわりというか、そういうのを結構詳しく説明していただいたので、その鑑定に関しては全然、結構皆さんもクリアになっていたと思います。

(3) 鑑定人の報告時間について

司会者：我々が非常に気になるのは、ある程度詳しく御報告していただかないと、精神障害の問題なので御理解いただけないだろうなあという面と、ただ、あんまり何か冗長過ぎても逆に理解がしにくいなみたいなどころがあるんですけども。5番さんは、そのプレゼンの時間はどのぐらいだったのですかね。

裁判員経験者 5：たしか2日目の審議の午前中、20、30分、もうちょっと長かったですかね。

司会者：予定表ではプレゼン50分って書いてありますけども。

裁判員経験者 5：いや、そんなに長くは感じなかったですね。淡々と語っていらっしゃるのは語っていらっしゃったんですけど、結構、聞き入っているというか、そんな感じだったのかもしれないです。大変分かりやすく説明していただきました。

司会者：4番さんは、全体の量のところはどんな感じでしたですか。長過ぎるなあとか。

裁判員経験者 4：ちょうどいいぐらいの感じで別にそう思いませんでしたけど。

司会者：特に聞いていて苦になることもなく。

裁判員経験者 4：なかったです。

司会者：3番さんは全体の量については、何か印象なり、ありますか。

裁判員経験者 3：いえ、別にないです。そんなもんかなという。よく分かりませんので。

司会者：分かりました。2番さんは、声が大きかったら、もっとよかったと思うんですけど。

裁判員経験者 2：もうちょっと聞けたかなという。長かったです、何か。

司会者：2番さんは予定表だと鑑定人のプレゼンと検察官，弁護人の質問含めて70分，1時間10分ということで組まれているんですけど，この数字以上に長く感じた感覚ですかね。

1番さんは情報量みたいなのところではどんな感じでしたですか。詳し過ぎる，簡単過ぎる，ちょうどいいみたいな。

裁判員経験者 1：ちょうどいいぐらいやったんちゃうかな。まあ言ったら，1時間ほどやったら休憩ということで，その間にいろいろ資料を見ながら，あとは戻って合議というかするわけでしょう。だから，そんなに少ないとも思わんし。

司会者：必要な情報を提供してもらったという，そういう。

裁判員経験者 1：それに，さっき言うたように，裁判長の方が確認でそういう話をしてくれたから，まあ言うたら，理解度が上がったというか。その後でまた話合いみたいな合議で出ますけどね。

司会者：分かりました。

(4) 鑑定人尋問と被告人質問の順番について

司会者：今，鑑定人さんのプレゼンを中心に，法廷での審理のところちょっと光を当てて御意見を伺ってきたところなんですけれども，検察官，弁護士の方から何か質問があれば，いかがでしょうか。

萩岡検察官：1点お伺いしたいのが，鑑定人の尋問と，あと被告人の質問の順番をどっちを先にするのかというのをよく悩むことがございまして，皆さんの場合，鑑定人を先にやって，被告人質問を後にやった場合と，被告人質問を先にやって，その後に鑑定人尋問があった場合，それぞれあると思うんですけれども，その順番について，何か御意見や感想があったらお聞きしたいなと思うんですが。

司会者：皆さん，御自身の裁判のときの順番まで覚えておられるかどうか，1番

さんは被告人質問をやってから鑑定人さんの尋問という形で、2番さんも被告人質問を先にやって、その後に鑑定人の説明があった。3番さんも被告人質問が先にあって、その後鑑定人の説明、あと弁護士請求の医師の説明、そういった順番ですかね。4番さんは鑑定人の尋問の後に被告人質問があったという形ですかね、スケジュールを拝見すると。

裁判員経験者4：その前に被告人があった。

司会者：被告人質問が複数回あるんですね。5番さんも被告人質問の方が先ですかね。

裁判員経験者5：はい。

司会者：この辺り、検察官は前後関係はどんな問題意識で今考えておられますか。

荻岡検察官：要は、鑑定人尋問、被告人の話の先に聞いた方が分かりやすいのか、あるいはその被告人の話を書く前に、別に鑑定人尋問を聞いても鑑定人の報告内容について理解ができるものなのかという辺りをちょっと知りたいです。

司会者：理解のしやすさという観点から、どの順番がいいですかということですね。何かこの辺り御意見のある方、いらっしゃいますか、どなたでも構いません。1番さん、何か御意見ございますか。

裁判員経験者1：いや、このとおり、僕ら経験した順番で、別にね、何の違和感もなかったからね。だから、それが逆でもまた違和感なかったかも分からんし、どれが絶対というか分かりませんが。別にそういう違和感は感じなかったからね。本人質問いうても、僕らのこの事件のときは年とっていて、ちょっと今言ったように理解できへんところもあったからね。

司会者：それ、被告人質問を聞いてるときは。

裁判員経験者1：俺は悪くないとかね、捕まっても言うてんのやから、自首しても。そやから、その辺がね、おかしいとは思ってたけど。そやけど、それが鑑定人のいろんな意見を聞かせてもろうたらということ。

司会者：被告人質問を聞いてるときに、何か変なこと言う人やなみたいな印象はあったけど、その後に鑑定人から説明があって理解できたという感じですかね。

裁判員経験者 1：単純に言えば、捕まって悪いと本人そのときも思うてへんからね。俺は悪くないと。ここまで来てるのに悪くないというのはおかしいでしょう、まあ、言うたら。だから、やっぱりそういう何かがあるんかない。その進めていって鑑定人がこういう、本人の年齢を含めてあるんじゃないかというので。だから、別に違和感は感じんかったということですかね。

司会者：逆に言うと、最初余り予備知識なく、何かおかしいこと言う人やなあという印象があったからこそ、鑑定人さんの説明が分かったという面もあるわけですかね。

裁判員経験者 1：まあ、そういうことですね。

司会者：この辺りは何か御意見ございますかね。アルコールの影響がある場合など、お酒抜ければ普通の人になるような。

裁判員経験者 5：大分おとなしい方だし、あんまり、こう、しゃべらないというか、多分、他の事件の裁判がどういうふうなのか分からないんですけど、多分、口数は少なかったと思います。変なこと、被告人の質問のときに何か変なことを言ったりというのはあったんですけど、変なことというか、言うたら弁護人の方が何を聞きたいのかが分からないから、それに対して被告人が答えたことに対しても分からへんみたいな状態やったんで、どっちかを理解していたらどっちかが分かって、どっちがおかしいみたいな感じが分かったのかもしれないんですけど、私がちょっと弁護人の方の何を聞きたかったのかというその目的がちょっとくみ取れなかったんで、それに対して答えている被告人が、まあ、多分違うこと言ってるなあというぐらいのもんでという感じで。まあ、多分お酒が抜けているから、まあまあ、まともなことを言うんだらうなという。酔ったり何だりというときよりかは、まともなことは言える状態なんだらうなという想像の中で理解をしようとしているので、そんなに違和感もなかったで

すね。

(5) 弁護人の質問について

司会者：今日のメインテーマから若干ずれるんですけども、弁護人からすると、弁護人の質問と答えがかみ合っていないということが起きる場合はどんな場合なんですかね。

亀石弁護士：5番さんの事件を担当した弁護人からも、尋問を聞いていて意図が分かりましたかという質問がありましたけど、分からなかったということですね。その後に、裁判長が、多分こんなこと聞きたかったんだと思うというような解説をしてくださったんですかね。それってどういうことだったんですか。こんなこと聞きたかったんじゃないかという。

裁判員経験者5：多分、その生い立ちから弁護人の方が説明して行って、幻聴だの幻視だのというのが見えたり聞こえたりというのも、弁護人の方が、それがあるから事件当時に関係していたんじゃないかということを書いてはったんですけど、その生い立ちからのこういうときはどんな状況だったんですかとか、長過ぎるというか、的を射ていない質問のように聞こえてしまって、一体このずるずると続いているこの質問の真髄はどこなんだろうなというのを、聞きながら、うーんというはてながいっぱいという感じで、多分、その流れを聞いている中で、多分、あらかじめ面談して話をしてというところの、話していたところを引き出したかったのかなみたいな感じなんだと思うんだけど。多分、言いたかったのはこの部分で、それが出るのに時間がかかってしまったんじゃないかなあという裁判官の方の判断だったので、まあまあ、そう思ったら理解はできないことはないかなという感じに収まったという感じですね。

亀石弁護士：やっぱり余り関係がないんじゃないかと思うようなところの質問が長くなるというのがいけないんですね。と思いました。

司会者：これまでの被告人の経歴の中で、いろんなおかしなことがちょこちょこあったときに、それを事件に近いところだったら見えやすいけど、かなり遠い

ところの話を聞かれると、それがどう関係するのかなあと、どういうふうになるのかな、そんなイメージですかね。

裁判員経験者 5：この被告人自体が大分、20代、10代かな、10代のころから軽犯罪というか、いろいろ同じような内容のものを繰り返しているという形の事件だったので、この今回の裁判に当たった事件だけで見るというのも単体では見れなくなってきてしまうという関係があって、幻視だの幻聴だのというもの、大分昔から見えている、聞こえているという状態からだったので、どういうものが聞こえるのかとか、どういうものが見えるのかというのは共通していたみたいなんですね。昔から見えるもの、聞こえるもの、どうしてそういう行動に行ってしまうかというのに関係してくるのに、前の軽犯罪の経歴を引っ張り出してこなきゃいけないという場面が多分あったと思うんです。それで、多分、その質問で、大分前から話がずうっとという形だったと思います。

亀石弁護士：被告人に対する弁護人の尋問の時間についてちょっと聞きたいんですけども、5番さんの場合は90分、弁護人からの質問があって、1番さんは100分、弁護人から被告人に対する質問の時間が100分あったようなんですけど、この時間、長く感じなかったかどうかということをお聞きしたいです。

裁判員経験者 1：いや全く時間の経過は僕、感じなかったからね。結局、今言うたように、1時間ほどして、何分休憩の繰り返しでしょう。だから、その前後で始まっているから、2時間たっているのかというのは時計を見ているわけでもないから分かりませんでしたけどね。長いとは思わへんかったけどね、別に。

司会者：亀石弁護士の問題意識としては、時間の問題もあるけれど、分からない質問が続くと長く感じるじゃないですか。ただ30分であっても何聞いているのかなという時間って長く感じるの、そんな印象ありますかというところを含めてですかね。

亀石弁護士：そうなんです。

裁判員経験者 1：そんな印象は。僕が受けたこの事例に関しては、やっぱり年齢をとっている、で、そういうことを起こした、何で起こした、そういうのを淡々と順番に突き詰めて決めていったというんか、判決まで行ったわけですから、それに何もそんなに、全ての、長いとは思わなかった。

亀石弁護士：はい。

裁判員経験者 5：私が担当した事件の被告人の方は、自分がしたことに対しての罪というか、悪いことは全て認めている状態での裁判だったので、それをやったとかやっていないとかということじゃなく、どれだけの刑を軽くするかを裁判だったということですよ。それに対しての90分の中のその流れが、生い立ちからの、さっき言っていたみたいな形になって、多分、結果長くなってしまったんだと思うんですけど、的を射れていないような感じに捉えてしまったという部分では大分長くは感じました。

司会者：こういった精神障害が問題になる事件というのは、例えばその精神障害になる経緯等をいろいろ聞かなくちゃいけないということで、被告人質問が長くなる傾向があるのかなあというときに、5番さんが言ったみたいに、質問の意味が分かることだと、尋問を聞いていてもついていけるんだけど、ずうっと昔からの経緯を聞くような質問だと、逆に裁判員さんの気持ちが離れていかないかみたいな心配も多分あつての質問だと思うんですけど、何か被告人質問の関係で感想なり御意見ございますか。3番さん、どうぞ。

裁判員経験者 3：その被告人質問のことでは生育歴なんかも別に長いなと思いませんし、それはさっき5番さんが言われたように、刑の長い、重い、軽いという、その情状酌量というんですかね、その点に関係するから非常に重要な点じゃないかなあと思います。

司会者：3番さんの事件では、弁護士からまず90分、検察官から30分というタイムスケジュールになっていますけども、まあ、1時間半の弁護人の質問であっても、意味のある質問だったなあという理解だということですかね。

裁判員経験者 3：はい。

亀石弁護士：すみません，3番さんにお聞きしたいことがあるんですけども，弁護人が請求したお医者さんと鑑定人と，お医者さんが2人出てこられたんですよね。それぞれ違う御意見を言われたかと思うんですけど，このお二人のお医者さん以外にも，もっといろいろな人の意見を聞いてみたいとか，ほかの証拠も見てみたいとか，そういったことはありませんでしたでしょうか。

裁判員経験者3：私が言いたいのはその点なんです。難しい裁判でいろいろなことを考慮して刑が決まっていくと思うんですけども，1人の鑑定人の意見だけでは難しいなとか。ちょっと耳にしたことでは，介護，医療の面から裁判にも社会福祉士が何か導入されるというようなことも聞いているんですけども，そういった方は，ケアマネジャーというんですかね，介護では。そんな役割をする人がおるんですけども，その人がこの私の裁判員裁判の被告人だったらもう支援が入る，その段階なんです。だから，診療に行ったドクターなんかでも注意したらいいんじゃないか，というふうな意見があったと思うんです。その医療介護のほうの方とか，保健所とか学校関係，幼稚園とかあるいは保育士なり市の福祉課，あらゆる点本当に私の事件，どこまで言ったらいいか分からないですけど，ひどくならないようにするにはその前の段階で，兆候があった段階でそういった方が，例えば児童相談所が入ったとか，SOSで警察が入ったとかいうようなことがあったらこの事件は防げているとそういうふうに思ったりしたんです。

司会者：精神鑑定に限定して，鑑定を一人で行うか複数であるかという点については，石井裁判官の方から何か考え方の御紹介はございますか。

石井裁判官：そうですね，複数の鑑定人のお話を伺うという事件もございます。

特に鑑定人の，先ほど御指摘のあったような専門性の点であるとか，あるいは鑑定の前提となる事項について，さまざまな立場のあらゆるところがございます。したがって，必ずしも常に一人というわけではなくて，必要があれば二人鑑定人をお願いして，二人からお話を伺うということもございます。

その程度でよろしいでしょうか。

司会者：それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

(休憩)

(6) 公判中の休憩時間について

司会者： 皆さん、よろしいでしょうか。

休憩時間に皆さんの方から、やっている最中に休憩と称する時間はあるけど、その時間に裁判官から説明があったりして、本当の休憩が少ないとか、非常に貴重な意見を今伺っていたところなんですけども、うなづく方が多いですけど、実質的な休憩はもうちょっとあった方がいいなという皆さん、感想ですかね。

実際に休憩も結構あった感じですか。

裁判員経験者 1： 1時間ほど審議して休憩してましたでしょ、そやけどそんなせわしいとは思わなかったからね。裁判所の人もいろいろね。動いてたりいろいろね。それなりの立場もできたし。全てそればかりでなかったからね。

司会者： 多少の気分転換もできたかなという感じですか。

2番さんはどうだったでしょうか。

裁判員経験者 2： しょっちゅう、ちょこちょこあるんですけど、女子としてはもうちょっと長い方がいいなと。10分ぐらい、大方1時間置きにちょこちょこあるんですけども。

司会者： 終わって戻って、一息ついたらすぐという感じですか。

裁判員経験者 2： 終わって出て、用事済ませて戻ってくるまではばたばたかな。

戻って、お茶汲んでしている間にもうお話が始まるから、というのでばたばた感がある。

司会者： もうちょっと一回一回の休憩時間を長い方がいいというイメージですか。

裁判員経験者 2： ちょこちょこあり過ぎる。まとめてもうちょっと、長いなら長

いの後に長く。

司会者：どーんと20分とかいうくらいの方が。

裁判員経験者2：30分やって10分。60分あってまた10分，うろうろするだけ。

司会者：イメージは分かりました。他に何か休憩について。

裁判員経験者3：休憩は短い，そういう感じです。トイレも行けないような，そういういったときが何回かあったなという感じ。トイレは絶対行かないといけないんですけれども，トイレから帰ってきたらもうすぐというようなこともあったんですけど，かわいそうやなと思ったのは裁判官がその評議をしている，その間にももう1つの裁判があるとかいうので，かわいそうでいつ御飯食べるのかなとか，トイレ，そういうようなことも思いました。

まあ，いろいろな都合で短くなったり，長くなったりいろいろ評議も公判もいろいろあるだろうなとは思いましたが，そんなことを感じました。

司会者：ありがとうございました。

(7) 鑑定人の説明は判断にどのような影響を与えたか

司会者：それじゃ，話をテーマの方に戻したいと思いますが，ここからは判断，公判廷で鑑定人さんの話を聞いた上で，最初皆さんの方でそれを踏まえて判断をしていくということになるわけですけど，初めに，心神耗弱ということがテーマになった事件の関係で御意見を伺っていきたいと思います。まずは心神耗弱とはどういうものか結構法律家の中でも理解が難しい概念とされているんですけども，前もって裁判官の方から心神耗弱というのはこういった概念ですみたいな説明があったかと思うんですけども，大体普通どんな説明をされてますか。

石井裁判官：一般的な説明がどういうものかというのは必ずしもこれ定番というのがあるかどうか分からないですが，恐らく普通の人はやっていいことと悪いことと区別がつかますよね。区別をつけた上で悪いと分かっていることは，普

通やらないですよ。それを分かっててあえてやるから非難を受けるんですよ。ところが中には病気でそういう善悪の判断ができなかったり、あるいは善悪の判断ができてそれに従って行動するという、いわば制御能力が落ちているという場合があります。それが全くない場合には非難ができないので、罪を問うことはできません。これを心神喪失といいます。ただ、そこまでは至らないんだけど、その能力がものすごく落ちている、著しく落ちている、そういう場合には心神耗弱といって、刑を減輕することになってます。みたいな説明をするのが一般的かなというふうに思います。

司会者：今、石井裁判官から説明していただいたのは、皆さんの記憶喚起的な意味もあって、そのとおりの説明が全ての事件でされているわけではないかと思うんですけど、今度は5番さんから裁判長から多分説明があったかと思うんですけど、理解がどうだったかとか、事件を自分が判断する上でこういう点が難しかったみたいなところがあれば、感想を含めて伺いたいのですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：理解はできました。何となくで100%ではないですけど、こういうことなのかなという感じで評議をしていく上で、じゃあこうだとどうなるのみたいな感じで、みんなで話をしてての結果、こうなったねという感じの決まり方だったので、心神耗弱、責任能力の有無とかもいろいろ重なっての事件という形だったんですけど、その都度裁判官の方もいろいろ分からないことは結構細かく教えていただいて、じゃあこのことはどうかなという、結構小分けにしてみんなで考えていくような感じの組み方をしていただいていたので、すごく分かりやすかったし、納得もしましたし、何人かいる中の一人の方が分からないと言うのだったら、分かるまでちゃんとみんなで話をさせてくれたりとかいう、結構気遣いをしていただいていたのではないかなという感じなので、そこの部分では何かこうであった方がよかったとか言うよりは、すごく分かりやすくいろいろしていただいた印象ですね。

司会者：その判断の前提としてのプレゼンも理解しやすいプレゼンが上がって、

引き続いて判断についても、小分けとおっしゃいましたけども、ここでどんなふうを考えましょうかみたいな感じで一個一個整理してというやり方をした。

裁判員経験者 5：そうですね。とにかく問題を細かくして、この部分についてクリアになったから、じゃあこれについてはどうかというような感じで持っていてくれはったので。

司会者：一般には難しい概念とされているんですけど、比較的理解した上で判断できたという感じなんですかね。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：はい、分かりました。では、同じように争点になっている3番の方は、この心神耗弱とか、裁判官の説明というのは分かりやすかったですか。

裁判員経験者 3：はい。それは私は分かってたんですけども、それを被告人に当てはめるといふ、それがどうしても、何でそうなるのかなという疑問があります。

司会者：法律の基準は理解できたと、ですけど基準からこの事件をどう考えるかというところについては少し疑問が残ったという、そういう趣旨ですかね。

裁判員経験者 3：そうです、はい。

司会者：どういう側面が一番疑問に思ったという感じですかね。

裁判員経験者 3：虐待の兆候が2か月前、前日にもあったのに、きちんと支援すること、救うことができなかった今の社会の盲点じゃないかなと思うんですけど、裁判がそこまでなぜ目を向けられないのかなという、そういったことについてです。

司会者：はい、分かりました。

1番さんは、検察官と弁護人に争いはなかったんですけども、心神耗弱かどうかについて、これは裁判所の方できちんと判断しなければならない事柄だということで議論されたかと思うんですけども、裁判官の説明とかで何か分かりにくいところってなかったですか。

裁判員経験者 1：別に分かりにくいことって、僕の事案では放火ですわね。放火

は言うたら死刑まであると思わへんかったけども、確かに人が何人も死ねばそりゃ死刑もありますわね。そういう事例で放火というのも罪深い一つの犯罪やというのがスタートで裁判長が前提で言って、今回の場合はこういう感じだろうと、順繰りをもって順次、鑑定人まで行って、それでも資料を出してもらったりしたから、理解はできたからね。

司会者：それでちょっと話に出てましたけれども、犯行自体が上の階の隣の部屋の人を追い出そうという行動で火をつけたんだけれども、やっていることは自分の部屋に火をつけたという、ちょっとおかしいよねという行動をとっている。

裁判員経験者 1：まあ、独居老人という、そういう犯人やったから、そういうアパートの1室を借りてたけれども、どうしても嫌いな人も当然いてますわね。そういうのにこれを読んでもらったらわかるけども、役所に行ったりとか警察に行ったり、そういうことをしてて、どうしても本人が納得いかんようになって放火してという順繰りがあったからね。でもそこまで行くというのがおかしいのはおかしいからね、誰だって。その辺の判断を順繰りで言うたら裁判が始まって、裁判が終わるまでのそういう経過をじっくりしたからね。

司会者：そうすると、心神耗弱というのは著しく判断する能力が落ちていたかどうかということですけども、そういった経緯と鑑定人さんのプレゼンを聞いて、考えれば著しくそういう能力が落ちていたという判断は容易にできたという、そんな感じだったんですかね。

検察官の最終意見を見ると、検察官は心神耗弱なんだけれども、それはまだ軽い方なんだということが検察官の最終意見に書いてあるんですけども、心神耗弱かどうかというだけではなくて、心神耗弱を前提にした上で軽い方の心神耗弱とか、何か重い方の心神耗弱みたいなところというのはどんな受けとめ方でした。多分、これは検察官も聞きたいところでしたよね。

裁判員経験者 1：結局、僕の事例では年齢的にも年としてはるし、言うたら罪にきせてもどうかとか、その辺が最終的な判断になったからね。それと、例えば

刑務所に入って、当然そういう病気を持ってたら進行するわけでしょ。環境が変われば余計に。それよりか他の方法があるとかないとか、最終的に判決する場合にそういうのを含めて合議したというか。

司会者：判決文の量刑理由を拝見すると、心神耗弱だということを前提にして、その中で重いのか、軽いのかというよりは、年齢の問題も含めてこの年齢でこれから刑務所に行くということは打撃が大きいとか、あるいは治療の問題とか、総合的に考えて、このときは執行猶予と判断されたということなんですかども。

裁判員経験者 1：そうです。年寄りが1人でそういうヘルパーなり、そういう施設も見守ってくれるという条件があった。向こうも商売やからお金もうけも含めてでしょうけども、やっぱりそういう人をある程度責任持って受けてくれるという話も進んでたもんやから、だからそういう判決もいいんじゃないかといういろんな、僕らの件はそうでしたけどね。他のいろいろ事例を聞いてたら、僕らが一番大したことない裁判やったかもわからんけど、それでも裁判というのはみんな違うねんから、ただ僕の経験した場合は、そういうように感じましたけどね。だから別に、いい経験になったという、それが一言ですね。

司会者：今、心神耗弱ということ自体がテーマになった1番さん、3番さん、5番さんから御意見を伺ったんですけども、検察官や弁護人の方から、その辺りについて聞きたいことがあれば。

萩岡検察官：すみません、検察官からですけども、心神耗弱については、裁判官から丁寧な御説明があったということなんですけども、検察官、最初に冒頭陳述を行いますけれども、その段階で恐らく責任能力という言葉や心神耗弱という言葉が出てきたと思うんです。日ごろ検察官が考えておられますのは、冒頭陳述では余り細かい説明をすると緊張して入っているところで、余り細かくやっても理解しにくいのではないかと思う他方で、単に責任能力、心神耗弱というだけではやっぱり用語は分からないので、そこからその後の部分についての理解がなかなか難しいのではないかと思います、軽く責任能力の意味や心神耗弱

の意味について触れているところではあるんですけども、1番さん、3番さん、5番さんの事件では、検察官が冒頭陳述をした段階で責任能力や心神耗弱といった言葉の意味について、十分に理解というところまでは行かなかったかもしれませんけれども、どの程度理解できたのかなとか、もう少し詳しく説明してもらった方がよかったなというような御意見などがあればお聞かせ願いたいと思いますが。

司会者： 手続の一番最初に検察官からのプレゼンテーションがありますが、そのプレゼンテーションでどのぐらい、この事件でどういうことが問題になるか、心神耗弱みたいなことについて、どのぐらい理解できましたかということですね。

冒頭陳述の内容は覚えておられますか。例えばお手元の資料に一応つけてあるのですが、審議が終わっちゃうとどうしても一番最初の主張というのは印象が薄くなっちゃうところがあるんですけど、論告を含めて検察官の心神耗弱に関する主張をもう少し分かりやすくするために何か御意見ありますかということでも構わないと思いますので、何か皆さんから忌憚のない御意見をお伺いできますか。

5番さんは何かありますか。検察官の主張について。

裁判員経験者5： 裁判が始まって、すぐこの冒頭陳述というのがあるんですね。

中で、一般の何も知らない私たちにとって理解をするのは到底無理な話だと多分御理解いただいていると思うんですけど、最初はそれでいいのではないかなと思います。検察官の方の資料というのを見て、こんなだったなというふうに今日見て思い出したなというところもあるんですけど、それを多分最初のうちに細かく言われたところで、はあ、という感じだろうし、それを言葉だけという心神耗弱であってどうのこうのとか、責任能力の有無があって、単純にそのまま補足説明もなく言われたところで、それもはあ、だと思うんですけど、ある程度こういったものですよという私が関係させていただいた事件でも軽くは説明していただいたんですね。それで最初の冒頭陳述の時点では、それで十

分だと私は思います。そのずっと進んでいくうちに、その違いが、ここまでが責任能力があると判断していいのかというのも、多分進んでいくうちに疑問がこれはどうなん、これはだめなん、これはどうなんというのが出てきての質問が評議でされていって、自分で納得という形になっていったと自分では思っているのですが、今の時点では全然これでよかったんじゃないかなというのは思います。

司会者：一番初めは全然自分では分からない状態なので、簡単な説明ぐらいでちょうどよくて、また自分は証拠を見たり裁判員で裁判を議論する中で、自分の理解が深まるに応じて情報はもらった方がいいんじゃないのかなという、そんな感じですか。

裁判員経験者 5：多分、責任能力という言葉も心神耗弱とか心神喪失とかというのも言葉だけは今テレビドラマでも何でも結構難しい言葉を使ってドラマとかも作られてると思うので、言葉だけは聞いたことがあるというのをみんな思うと思うんですね。実際、裁判になってどうこうでちゃんと判断していかなきゃいけないというところの局面に立つというのに、それこそ全員が経験できることではないので、その時点になったときにこうだよ、ああだよという導きをばっと提示してくれれば、「あ、そういうことなんだな。」というのは素直に入ってくると思うんですけど。

司会者：3番さんはいかがですか。問題意識としては手続の一番初めにどの程度、検察官や弁護士から情報提供があった方がいいのかということなんですけども。

裁判員経験者 3：きちんと双方からなされていたと思います。双方の言ったことは分かりました。

司会者：資料によると、比較的すっきりした形でプレゼンがされてると思うんですけども、そうしたすっきりした形でも十分理解はできたということでもよろしいでしょうか。

裁判員経験者 3：はい。その言葉自体は、そうです。

司会者：はい、分かりました。

1番さんは一番最初のプレゼンについて、何か御意見はございませんか。

裁判員経験者1：別にないですが、順々に進めていってくれたから、そこからあくまでも素人やねんから、こういう話を順繰り、順繰りに休憩を含めてしてくれたから別に。ただ、刑を決めるときは難しいですよ。

司会者：最後の判断は、なかなか悩ましいと思います。

そうすると順々によって、だんだん詳しくしてもらった方が理解もしやすいということですね。

裁判員経験者1：そうですね。初めからいろんなことを先に頭の中に入れるより、こういう大まかな事件、こうあった、こうあった、その段階で精神的にとかいろいろ話し、その時点で裁判所から精神耗弱とか説明はありましたからね。

司会者：分かりました。

弁護人の方から何かありますか。

亀石弁護士：心神耗弱なのかどうかということ判断しなければいけない場合、その程度問題といますか、ちょっと変だなと思うのと、大分変だなとか、完全に変だなとかいう程度の問題だと思うので、すごく判断が難しいのではないのかなと思うんですけど、どうでしたでしょうか。

司会者：5番さん、著しいというんだけど、程度の問題なので御判断は難しくなかったですか。

裁判員経験者5：多分、裁判官の方とかも一緒に話を進めてたので、その部分は問題なかったと思います。難しいのは難しいとは思いますが、その事件、事件に多分前振りというか、こういう経緯があつてのこういう行動に至つてという部分があると思うので、その部分をちゃんと復習というか、こういうこと言っていましたよねとか、この事件は防犯カメラの映像とかいうのも一応あつたので、その映像をもう一回見て、これはどう思うとかという復習みたいな感じで結構いろいろと細かくさせていただいたので、その部分では難しか

ったけど、納得しながら進めることができましたという感じでした。

亀石弁護士：それは、被告人が正常な判断ができているなど思うような材料が結構たくさんあったという感じなんですか。

裁判員経験者 5：資料的には裁判官の方も少ないというふうにおっしゃってたんですけど、事件の前後の映像が残ってたというのと、あと弁護人の方が言うてた心神耗弱とか、幻視、幻覚とかというのもひっくるめて、これはこの時点ではなかったよねとか、なさそうに見えるよねとか、この時点ではどうだったのかなというふうな映像と比較できるようなものが多分あったので、少ない中でもそういう判断がしやすかったのではないかなというふうに思います。

司会者：判断の前提になる事実関係も、逐一確認しながら復習させながらやっていったので、その後ずっと積み重ねていったらおのずとこういう結論になったという感じですかね。

それでは、心神耗弱自体は問題になっていない場合に、何で精神鑑定なんかやったんだろう。割と難しい話を聞かされたけど、それが自分に求められている判断にどう関係するんだろうみたいなイメージとか持たれましたか。

2番さん、どうぞ。

裁判員経験者 2：さっきも言ったとおり、鑑定人の方のよく聞き取れなくて、後で裁判員の方々と協議しているときに、ああそういうことやったんやと分かったことがいっぱいあったんですけども、被告人がとにかくアルコール摂取し過ぎて記憶にない、覚えてないの一点張り。本人はもう後悔してますみたいな空気がばんばん出ていて、でも言葉としてそれがそうじゃなかったとか、そういうことを聞かなかったので、刑に対して軽くしたいのか、このままでいいのかというのが分からない感じでやってたんですけども、ずっと被害者の方の殺された方の御両親がいらして、内妻さんが証言するときとかもあったんですけど、何て言うかな、後ろにいた方がすぐ影響されてぐずぐず泣かれるので、そっちの方が気になって、「お願い泣かないで。」というのがありつつ、被告人は何も言わなかったので、困ったなと思って。

司会者：今回、精神科の方が鑑定人として、法廷で説明がありましたよね。あれが、必要だったかどうかの判断について、その辺は。

裁判員経験者 2：一応、こういうふうになってきて、こういう環境にいて、こういう家族構成だったけれども、結局は小さい犯罪をちょこちょこやって、出たり入ったり、出たり入ったりで結局殺した方も、殺された方も知り合ったのは刑務所の中、そこからきてうまくやってたはずがいつの間にかちょっとずつ差が出てきて殺人にまで至ったというのが、本人は何も言わないので、それはもうええって、困りました。覚えてないの一点張り。記憶にないです。「そんなつもりはなかった。」とかいうせりふもなかったもので、どうしたいんだろうな。

司会者：そうすると本人の説明の代わりにはなったということなんですかね。

裁判員経験者 2：なりました。こういう方法で育ってきて、こういう生活をしてきたんだなというのを。

司会者：もし本人がその場でしゃべってたとすると、専門家まで登場しなくても判断に困らなかったという感じですか。

裁判員経験者 2：人それぞれなんでしょうけど、そういうふうな目に遭ってきたから今こうなっているというのは、本人の気持ち、心構え次第だと思うので、それは鑑定人の方のお話もあった方がいいんでしょうかね。客観的にいこうと思ったら。

司会者：本人の話に信憑性があるかという、チェックする意味では専門家から一言あった方がありがたいという感じですか。

裁判員経験者 2：チェックする意味で。

司会者：はい。4番さんはいかがですか。

専門家が法廷で割と難しい説明をする必要があるか。

裁判員経験者 4：あってよかったと思いますわ。確かに少年院で虐待されたとか、全然私たちは知らんことやし。そういういきさつも鑑定人が教えてくれたら分かりやすいしね。

司会者：担当された事件では、本人は語られなかったなのでその点について専門家の方から報告があったので、それは役に立ったと。

裁判員経験者 4：役に立ったと思います。

司会者：はい、ありがとうございます。

(8) 守秘義務について

最後に守秘義務について、一言皆さんの感想を伺って閉めていきたいと思いますが、多分守秘義務については審議に入る前、最中、あるいは終わる段階で裁判官の方からこういうものですよという説明があったかと思うんですけども、守秘義務に関する裁判長の説明は分かりやすかったかどうかということ、そういう義務が課されているということについて、どんな印象を持たれているか、1番さんからお願いします。

裁判員経験者 1：確か説明は受けたと思いますけれども、何も記憶にないですわ。ただ裁判、判決が終わってからこういう経験をされたのは、おたく以外にもたくさんいてるけど、おたくもそういう経験をされたから他の自分の知っている人にでもそういう経験を受けたところまでは説明してもいいんじゃないかというのは聞きましたからね。やっぱりそういう経験をされたからにはまた次の人が受けるという、偶然でも「おたく受けたん、そうやね。頑張っているいろいろしてください。」と、そういうような話ができますやん。そやけど、どこまで言っているかというのは、守秘義務というのはちょっと分からないけども。

司会者：評議の中身を言うてはいけない、感想はいいですよと言われても、区別というのはなかなか難しいなと、そんな印象。

裁判員経験者 1：ただそういう経験をしたということは何人かに言いましたけど、当然仕事関係等1週間ほど休むわけですから、当然仕事上やりにくいところがあるから、そのときはそういう、「なったもんやから1週間堪忍してください。」と言いましたね。でも終わってからでもというのはない。だって聞かれたらやっぱりそれなりのことは答えますわね。それは聞かれませんでしたけ

どね。だから守秘義務というのほどこまでが守秘義務というのか、ちょっと言われても分かりませんが、はい。

司会者：2番さんはいかがですか。

裁判員経験者2：私の場合にかえって簡単というか、守秘義務に関してはやっぱりみんなに「ちょっと裁判員に選ばれたからごめんね。」と言うたときに、やっぱりみんなは「どなん、どなん。」って聞いてくるのに対して、「やくざとやくざの事件。」と言ったら、それで終わった。

司会者：誰も聞いてこないわけですか。

裁判員経験者2：かえって聞いてこない。だからその辺は楽だったんですけども、やっぱり聞いてくる子もいて、具体的な名前とかそんなん出せないけど、こんな事件やったというあらましまでは話した記憶があります。

司会者：担当した事件のあらましぐらいは全然守秘義務の対象じゃありませんので、それはお話ししていただいて構わない。

裁判員経験者2：ただ、私が担当した事件を私は新聞で読んだ記憶があるんですね。量販店で盗んだもので殺人を犯したという、本当に新聞では小さい事件だったんですけども、量販店の名前が脳に入っていて、やっているうちにだんだんと私これ去年事件を新聞で読んだわ。その新聞に出てた程度のことは話しましたけど。

司会者：3番さんはいかがですか。

裁判員経験者3：はい、守秘義務について非常に難しいなと、そういうような感じですか。特に法廷で見聞きしたそのことは内容であり、争点であり、それは公開しておるといふ、しかし評議の内容はだめ、でもどこかで重なっているの、この事件の意見交換会というか、それがどうなるのかなと、今ここまで来ているんですけども、これでよかったのかなという、まだ不安に思っている状態、もうちょっとすっきりするような裁判員になっても、のびのびと言うんですか、国民の意見とかそういったもので言えて、またそれが発展的になるのかなという、そんな点をはっきりさせることができないものかなと、思っています。

す。

司会者：4番さんはいかがですか。

裁判員経験者4：ちょっと難しいけど、どこまでがと言うたら、僕の場合は事件は未成年の関連やからちょっとややこしい事件やったから、余り要らんことも言われへんし、ちょっと暴行事件があっただけという話しかよう言わんかったもんね。

司会者：ただ、裁判官の方からは法廷で聞いたことはオーケーですよ、評議室でいろいろ話したことはだめですよ、みたいなそんな仕分けの話があったかと思うんですけど。

裁判員経験者4：ありました、はい。それは一応理解はできました。

司会者：5番さんはいかがですか。

裁判員経験者5：理解はできるし、余り自分以外かかわった人が、こんな人がおっつてな、こんなんでなとしゃべる必要もないのかなというのも思うので、それを中には言いたいという人もいるやろうから、その守秘義務というのは大事なことなのかなと思います。結構、説明も私は分かりやすくしていただいたなというふうに思うんですけど、法廷であった出来事というのは、他の一般の方も見に来ていらっしゃる方もいてるから、そこの部分までは言っていないよと。ただ、どうやってどういうふうに決めたというのは個人個人の意見を言ってほしくない人もいてるし、名前すらというか、自分がかかわったことすら言いたくない方だっているから、そこの部分は守るべきところなんじゃないかなというのは納得できたので、別にこの今の制度の中で自分なりに納得もしてるし、「どんな感じやったん。」と言われたときに、自分の思ったことだけは言っても大丈夫と、感想めいたことは言っても大丈夫ということだったので、聞かれたときは「こんな感じやった。」みたいな感じでは言ったりもしますが、特に今のどこがどうで難しい、何だのというのは私は思ってない。

司会者：ありがとうございました。

(9) これから裁判員になれる方へ

司会者：では定刻になってしまったんですけども、最後に、これから裁判員になるかもしれない人にメッセージみたいな観点でちょっと経験者から経験したことならではのメッセージを一言ずつお伺いして、今日の交換会を閉めたいと思います。

1 番さんからお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者 1：いい経験になるという、それだけのことだと思いますよ。資格があるとかないという問題じゃないでしょう。だから、一つの自分がいろんな意見を言い、人の意見も。6人集まる、2人補欠で8人も集まって、裁判官も含めれば11人ですか。そういう人数でいろいろ、いい経験になるんじゃないかというのは言えると思います。

司会者：はい、ありがとうございました。

2 番さん、いかがですか。

裁判員経験者 2：いい経験かどうかはともかくとして、やってみなければ何も分からないと思うので、できることならやった方が後の人生の肥やしにはなるかと。本当に嫌だったらキャンセルする方法はそれなりにあるという、そのために予備の方もいらっしゃる。でも結局、私も全部の日にはちゃんと来だし、うまく言えないけれども裁判所の方が意見をちゃんとまとめてくださって、何とかなったから、とりあえず諦めて行ってみるべきだと思います。

司会者：何とかなるよという、そういう感じですかね。

3 番さん、いかがですか。

裁判員経験者 3：何て言ってもいいかよく分からないですけど、やはり裁判ということで適正ですか、真実を国民の意見としても出す場であるので、頑張っしてほしいとしか言えないですけども。

司会者：はい、ありがとうございます。

4 番さん、いかがですか。

裁判員経験者 4：人生の経験でええことやと思うんです。もっと20歳ぐらいの

人，おらないんですか。

司会者：20歳以上から。

裁判員経験者4：やけど，僕が行ったときでもメンバーずっと見てたら少なかったからね，ほとんどが。もうちょっと若い人がおった方がいろんな意見があっ
ていいと思います。

司会者：若い人にもどんどん裁判所の広報活動していったりということも必要か
もしれませんね。

はい，ありがとうございます。

5番さん，お願いします。

裁判員経験者5：要は皆さん言っているように，いい経験をさせてもらったなと
いうのは私も思うんですけど，もう当たってしまったらしょうがないですよ
ね。都合がつく限り，参加した方が私はいいいと思います。自分の知らない世界
を見ることもできるし，人の人生，悪いことした人の量刑いうか，最終的には
決めなくてはいけないという重い役割を分担されたなというふうには思うんで
すけど，自分にも改めて悪いことをしたらだめなんだなという確信を持つこと
もできるし，人ひとりの人生を左右するすごい大事な場に居合わせたという
か，そういう経験もめったにないことなので，当たってしまったというたら，
最初の感想はそうだったんですけど，やらせてもらって最終的にはすごいこと
をやらせてもらったんだなというふうには思える結果だったので，当たってし
まったら諦めてやったら意外に得るものが大きいかもよ，という感じですね。

司会者：それではこれを持ちまして，今回の意見交換会を終わらせていただきま
す。

どうも長時間ありがとうございました。

以 上